

義務教育学校「笛川学園」説明資料

令和7年12月
山梨市義務教育学校設置検討委員会

義務教育学校設置に向けた経過 1

| 年・月・日 | 曜 | 内 容 |
|------------|---|-----------------------------------|
| R 6年 7月 1日 | 月 | 第1回山梨市学校教育あり方検討委員会 |
| 7月19日 | 水 | 第2回山梨市学校教育あり方検討委員会 |
| 8月 7日 | 水 | 第3回山梨市学校教育あり方検討委員会 |
| 8月27日 | 火 | 笛川小・中学校 学校運営協議会での説明 |
| 10月10日 | 木 | 第1回 笛川小・中学校の学校のあり方についての説明会(保護者対象) |
| 10月17日 | 木 | 第2回 笛川小・中学校の学校のあり方についての説明会(区長対象) |
| | | ※義務教育学校について議論を前に進めて行くことで意見集約 |
| 10月25日 | 金 | 笛川小・中学校 児童生徒に向けた説明会 アンケート実施 |
| 11月21日 | 木 | 笛川小・中学校 児童生徒に向けた説明会 |
| 12月10日 | 火 | 八王子市立いづみの森義務教育学校 視察 |
| 12月17日 | 火 | 第3回 笛川小・中学校の学校のあり方についての説明会 |
| | | ※義務教育学校についての実証・研究を進めて行くことで意見集約 |
| 12月20日 | 金 | 市議会教育民生常任委員会への説明 |
| R 7年 1月31日 | 金 | 笛川小・中学校 義務教育学校開設に向けての打ち合わせ |
| 3月11日 | 火 | 義務教育学校設置検討委員会発足に向けた打合せ |

義務教育学校設置に向けた経過 2

| 年・月・日 | 曜 | 内 容 |
|------------|---|-----------------------------------|
| 4月 1日 | 火 | 山梨市義務教育学校設置検討委員会設置要綱を定める |
| 4月25日～（随時） | | 義務教育学校設置検討委員会各専門部会 |
| 5月23日～（随時） | | 義務教育学校設置検討委員会総括会議 |
| 6月 4日 | 水 | 第1回義務教育学校設置検討委員会 |
| 6月17日 | 火 | 6月定例教育委員会 |
| 6月19日 | 木 | 6月定例市議会（一般質問） |
| 6月24日 | 火 | 市議会教育民生常任委員会への説明 |
| 6月25日 | 水 | 第2回義務教育学校設置検討委員会 |
| 7月15日 | 火 | 定例教育委員会（義務教育学校設置、一体型校舎整備、校名公募等承認） |
| 7月18日 | 金 | 第1回地域・保護者説明会 |
| 8月18日 | 月 | 第3回義務教育学校設置検討委員会 |
| 9月16日 | 火 | 9月定例教育委員会（校名案の承認） |
| 9月19日 | 金 | 9月定例議会（校名、学校設置条例改正） |
| 9月25日 | 火 | 第4回義務教育学校設置検討委員会（校舎整備、特認校制度） |
| 10月21日 | 火 | 10月定例教育委員会（校舎整備、特認校制度） |
| 10月28日 | 火 | 第5回義務教育学校設置検討委員会 |
| 10月31日 | 金 | 市議会全員協議会（義務教育学校設置基本計画説明） |
| 11月26日 | 水 | 第6回義務教育学校設置検討委員会（校章、学用品） |
| 12月 5日 | 金 | 第2回地域・保護者説明会 |

学校の存続と魅力ある学校づくり

- 児童生徒数だけをとらえた安易な統廃合はすべきではない
- CSで進めている、小中連携した教育を活かす
- 地域の持つ教育的リソースを十分に利活用できる学校を創る
- 小中一貫した特色ある学校にしていく（9年間の系統的教育課程）

国は小中一貫教育を推進

- ①小学校への英語教育の導入や教育内容の量と質の面での充実が求められている。
- ②小学5・6年生の身体的発達の早期化への対応が求められている。
- ③小中進学の接続時に児童生徒の成長に関する情報を共有し、的確な指導と支援が求められている。
- ④少子化に伴い、社会性を育む機会が失われつつある状況に対応を求められている。
- ⑤中学進学による急激な環境変化による、中一ギャップの解消策を求められている。

令和8年 義務教育学校の開校をめざす

- 一人の校長・一つの教職員組織により、めざす児童生徒像を共有し、系統的な教育を行う
- 併設型（同一の敷地）が物理的な制約から不可能であることや、一貫教育の利点をいかすため一体型校舎の学校設立をめざす

| | 義務教育学校 | 小・中一貫校 |
|------|--|---|
| 修業年限 | 9年（ <u>前後期等の分割</u> は可能） | 小学校6年、中学校3年 |
| 教育課程 | 9年間の系統性を確保した教育課程の編成 9年間を見通す中で、区分を設けることが可能 | 小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 |
| 教員免許 | 原則 <u>小・中両免許状を併有</u> | 各学校種に応じた免許状を保有 |

義務教育学校とは

H28年の「学校教育法等の一部を改正」により、9年間の義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が、新たな校種として規定された。9年間の課程を4・3・2など、自由に編成することも認められている。

義務教育学校の設置状況

設置者数：39都道府県

（近隣都県：東京12校 神奈川8校
長野6校 静岡3校 茨城18校）

校 数：238校（R5）

[参考]

小・中一貫型小中学校：約1,500校

一体型校舎での整備

●理念：「一体的な教育」と「滑らかな接続」を最大限に実現するため

- ・9年間の義務教育を一貫して行う
- ・一人の校長・一つの教職員組織により、めざす児童生徒像を共有し、系統的な教育を行う

●分離型校舎での課題

- ・児童生徒の移動の負担と安全性

小学校と中学校の校舎が離れていると、児童・生徒が移動する際の安全確保や、移動にかかる時間（特に授業時間内）を考慮する必要がある。

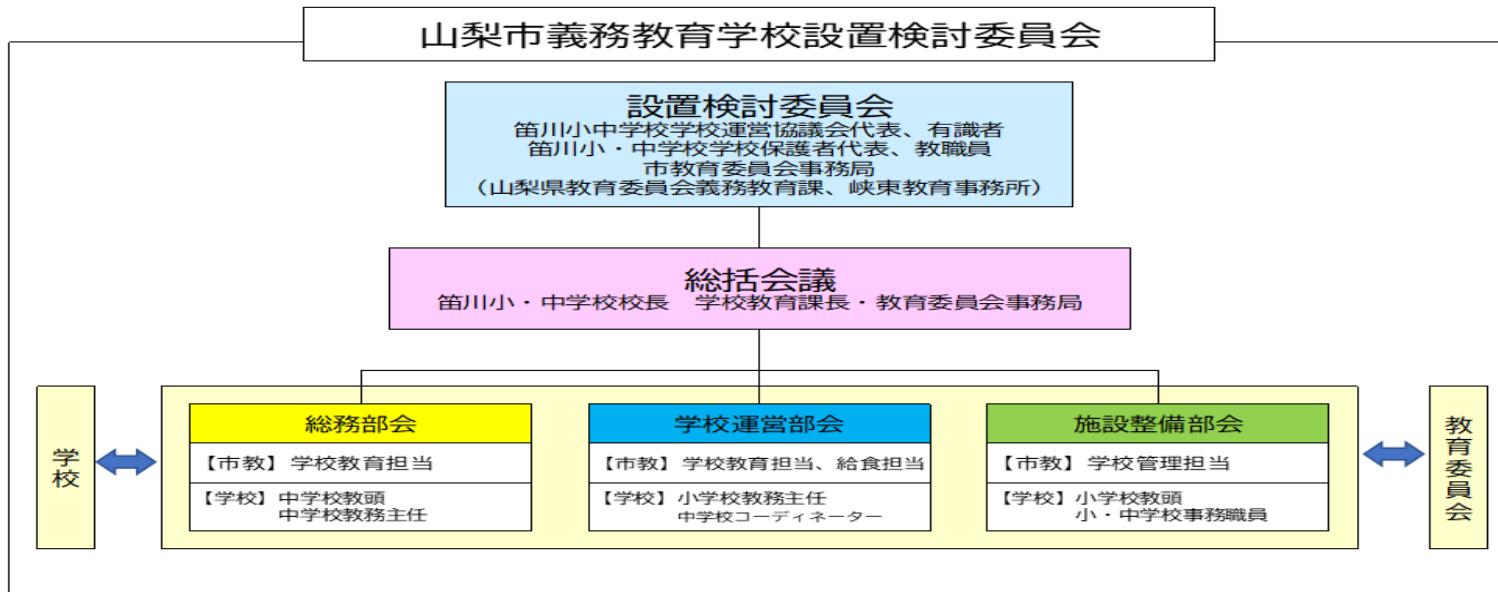
- ・教員の移動と時間割編成

教員が小中学校を兼務する場合、校舎間の移動が伴うため、時間割の編成が複雑になる。（教科担任制を導入）

- ・交流の機会の確保

物理的な距離があるので、小中学生の異年齢交流や、教員間の連携を密にすることが難しくなる。

義務教育学校【設置検討委員会】



担当業務

| 総務部会 | 学校運営部会 | 施設整備部会 |
|---|---|---|
| ①校名検討 ②校章・校旗検討 ③校歌検討 ④公印 ⑤スケジュール検討 ⑥地域・保護者への説明会 計画実施 ⑦開校記念行事 計画実施 ⑧先進校情報収集 ⑨情報発信・HP運営・文書処理 ⑩関係法規改正 ⑪予算・徴収金・アルバム・教具備品 ⑫登下校等安全確保 災害対応 ⑬必要な人員の配置 ⑭学齢簿・指導要録 ⑮県教育委員会への申請 ⑯スクールバス 便数・経路・規約 ⑰PTA・CS・ボランティア組織 | ①校内研究・学力向上・家庭学習 ②校内支援体制・特別支援学級 ③生徒指導・校則・制服・学習規律 ④自治的活動・異年齢交流 ⑤学校行事・特色ある教育活動 ⑥学校教育目標・校訓 ⑦校務分掌・職員交流 ⑧日課表・時程表 ⑨9年間を見通した教育課程 ⑩ユニット学習(テーマ・内容) ⑪部活動・クラブ活動 ⑫職員会議・連絡調整 ⑬学校保健・給食対応・アレルギー ⑭教科担任制・専科指導 ⑮キャリア教育 | ①校舎老朽化対策 ②プール ③テニスコート整備 ④遊具の設置 ⑤一体型への移行時期検討 ⑥一体型を想定した修繕箇所 ⑦スクールバス駐車場所・車庫 ⑧職員室の拡充 ⑨予算確保 ⑩職員駐車場の確保 ⑪特別支援学級 ⑫空き教室・校舎の活用 ⑬教室の配置・新設 ⑭ICT整備・情報管理・マチコミ ⑮移転する場合の準備・計画 |

1

9年間を見通した系統的な教育

2

子どもの成長に合わせた柔軟な教育

3

社会性の育成と人間形成

4

豊かな「人間力」の育成

5

地域とともににある学校づくり

9年間を見通した系統的な教育

一貫した教育課程の編成

小学校と中学校の教員が一体となり、9年間を通して子どもたちが身につけるべき資質・能力を共有し、系統的な教育課程を編成・実施します

「中1ギャップ」の解消

小学校から中学校への進学時に、学習や生活面で子どもたちが直面する不適応（中1ギャップ）を緩和・解消することを目指します

9年間を見通した系統的な教育

教科担任制の推進

特に小学校高学年で教科担任制を導入することで、教科指導の専門性を高め、中学校の学習へ円滑につなげます

教員の専門性の活用

中学校教員の専門性を小学校課程での授業に活かすなど、教員間の連携による指導力の向上が期待できます

子どもの成長に合わせた柔軟な教育

柔軟な学年区分の設定

従来の「6－3制」にこだわらず、9年間を「4－4－1」や「4－3－2」のように、子どもの心身の発達段階や教育課程に応じて柔軟に区分することが可能となります

独自のカリキュラム

9年間の一貫教育の軸となる独自の教科を創設したり、指導内容の入れ替えを行ったりするなど、学校の裁量で柔軟な学校運営ができるようになります

社会性の育成と人間形成

異学年交流の促進

1年生から9年生までが同じ校舎で学ぶことで、異学年交流、交流学習が活発になり、リーダーシップや思いやり、社会性の育成が期待できます

継続的な生徒指導

9年間を通して同じ教職員組織が子どもたちを指導するため、情報を共有しやすく、子どもの個性をより深く理解し、きめ細やかな指導や支援を行うことができます

豊かな「人間力」の育成

知・徳・体のバランス

学力だけでなく、豊かな感性や道徳心、体力、精神力など、知・徳・体の調和の取れた人格を育てることが重視しています

生きる力の基礎づくり

社会に生きる市民として、職業生活、市民生活、文化生活などを充実して過ごせるような、生涯にわたって生き抜く力を育むことを目指します

地域とともににある学校づくり

コミュニティ・スクール

地域の歴史や文化、産業に根ざした教育を展開し、子どもたちが「生きた学び」を体験し、地域への誇りや愛着を育むことを目指します

保護者や地域住民との連携・協働を通じて、学校運営の信頼性と継続性を高めます

義務教育学校【特色ある教育】

| 学年 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | | | |
|-------------------------|---|------|-------------|-------------|--|---------------------------|------------|---|---------------------------|--|--|--|
| 課程 | 前期課程 | | | | 中期課程 | | | | 後期課程 | | | |
| 学年主任制 (前期課程) | 前期課程に、低学年主任、中学年主任を配置し、「小1プロブレム」の解消や確実な基礎学力の定着やきめ細かな指導・支援を行う。 | | | | | | | | | | | |
| | 低学年主任 | | 中学年主任 | | | | | | (中学校学年主任) | | | |
| 小学校課程段階での教科担任制 | 図工・音楽・家庭科・算数・理科・外国語において、専門教師の専門性を生かした教科担任による授業を行う。 | | | | | | | | | | | |
| | 図工 | (図工) | 図工 外国語活動 | 図工 外国語活動 | 理科、音楽 図工、家庭科 外国語 | 算数、理科 音楽、家庭科 図工、外国語 | (中学校教科担任制) | | | | | |
| 教科横断的・総合的な学習 | 市内にある素材・人材・フィールドを活用した教科横断的・総合的学習を通して、学ぶことの楽しさを味わうとともに、互いの考え方や想いに共鳴し合い、共感い合える児童生徒の育成する。 | | | | | | | | | | | |
| 教育ファーム 農業体験学習 | 地域や児童生徒の実態に応じた学校園場を活用した農業体験を通して、農業のすばらしさに気づき、命や人の絆を大切にして、持続可能な社会の実現に向か、よりよく問題を解決していく力を育成する。 | | | | | | | | | | | |
| 問題発見・課題解決型学習 (笛川PBL) | | | | | 課題解決を目的に、グループ協議・活動記録の作成・自己学習・成果発表等を通して、創造的な発信力や実践力を育成する。 | | | | 学びや体験を通して将来の生き方や進路を明確にする。 | | | |

スクールバス運行計画（案）

| 学 校 | 運行計画 | |
|------|-----------|--------------------------|
| | 登校時 | 下校時 |
| 笛川学園 | ①西保線 = 1台 | ①1, 2年生（早便）= 2台 |
| | ②中牧線 = 1台 | ②3~6年生 = 3台 |
| | ③三富線 = 1台 | ③7~9年生 = 3台 |
| | ④隼 線 = 1台 | *③便のうち2台は①便のバスへのべ4台 のべ8台 |

*スクールバスの1日の運行台数 = 12台
 ※下校時の①～③便の方面については検討中

| | |
|----------|--|
| クリアされる課題 | <ul style="list-style-type: none"> 下校時の便を増やすことで、低学年生が、発達段階に合わせた時間帯に下校することができる。 隼地区の中学校課程の生徒も、バス通学が可能となる。 |
|----------|--|

義務教育学校【学校施設－1】

学校施設整備の基本計画 現笛川中学校の改修・増築

基本計画

- ・学校施設整備の基本計画は、学校の設計・改修及び増築工事を進めるうえでの根幹となる考え方や指針を示すものである。
- ・一体型校舎となる笛川中学校校舎・校地の改修や増築、整備に向けて、施設の必要機能、規模、配置に関する考え方など学校整備に関する基本的な考え方を定めます。
- ・定められた基本的な考え方について整理し、完成までの全体スケジュールおよび概算工事費を検討します。

基本設計

- ・基本設計は、基本計画で定められた設計に必要となる事項を整理し、法令上、意匠上、技術上の課題を検討し、校舎の構造や配置、各階の基本的なレイアウト、備えるべき機能や設備、建物内外のデザイン等を基本設計図書としてまとめます。
- ・基本設計図書には全体スケジュールおよび概算工事費を定めます。
- ・学校施設の具体的な完成時の姿が明確となるのは、この基本設計の段階となります。

実施設計

- ・実施設計は、基本設計図書に基づいて工事施工を考慮した上で、機能性やデザイン性及び技術面等多方面にわたって詳細な設計を進めます。
- ・工事費の積算や建築確認申請等の各種申請等を行います。

施工

改修工事・増築工事

引き渡し

一体型校舎完成

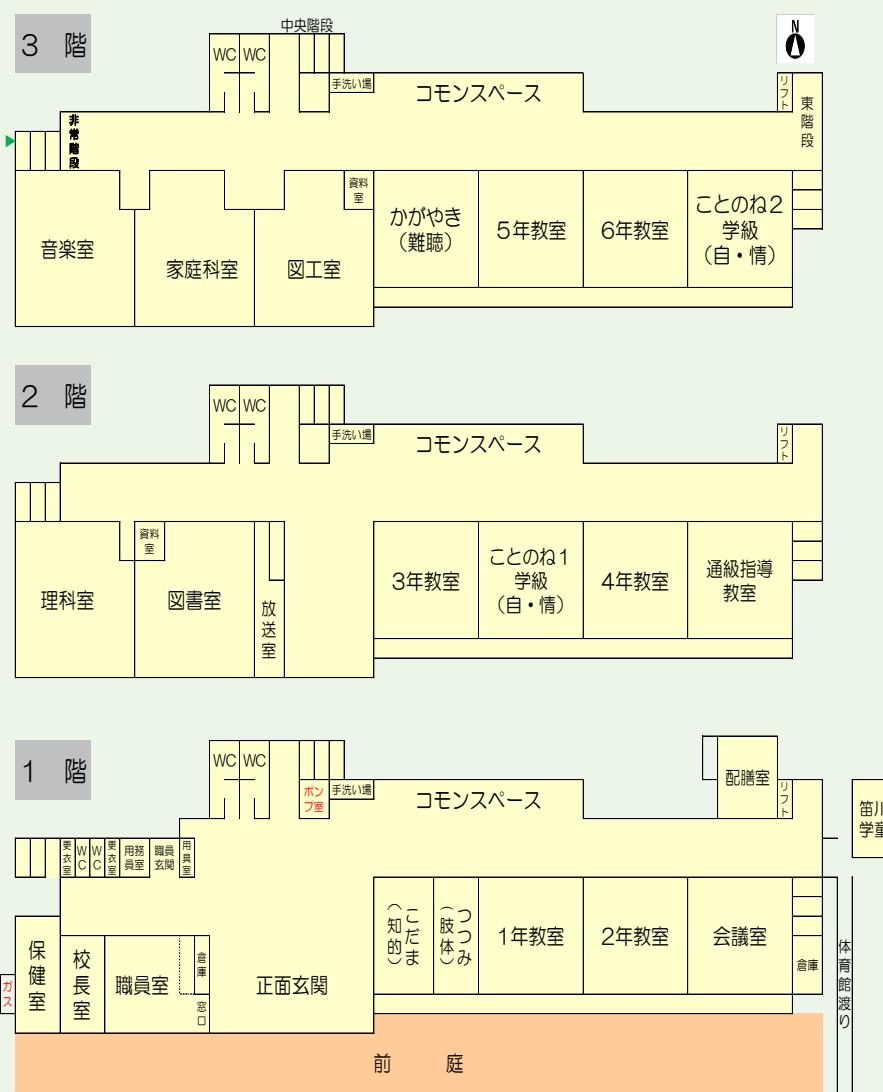
一体型授業開始
(令和10年目標)

一体型校舎での授業開始

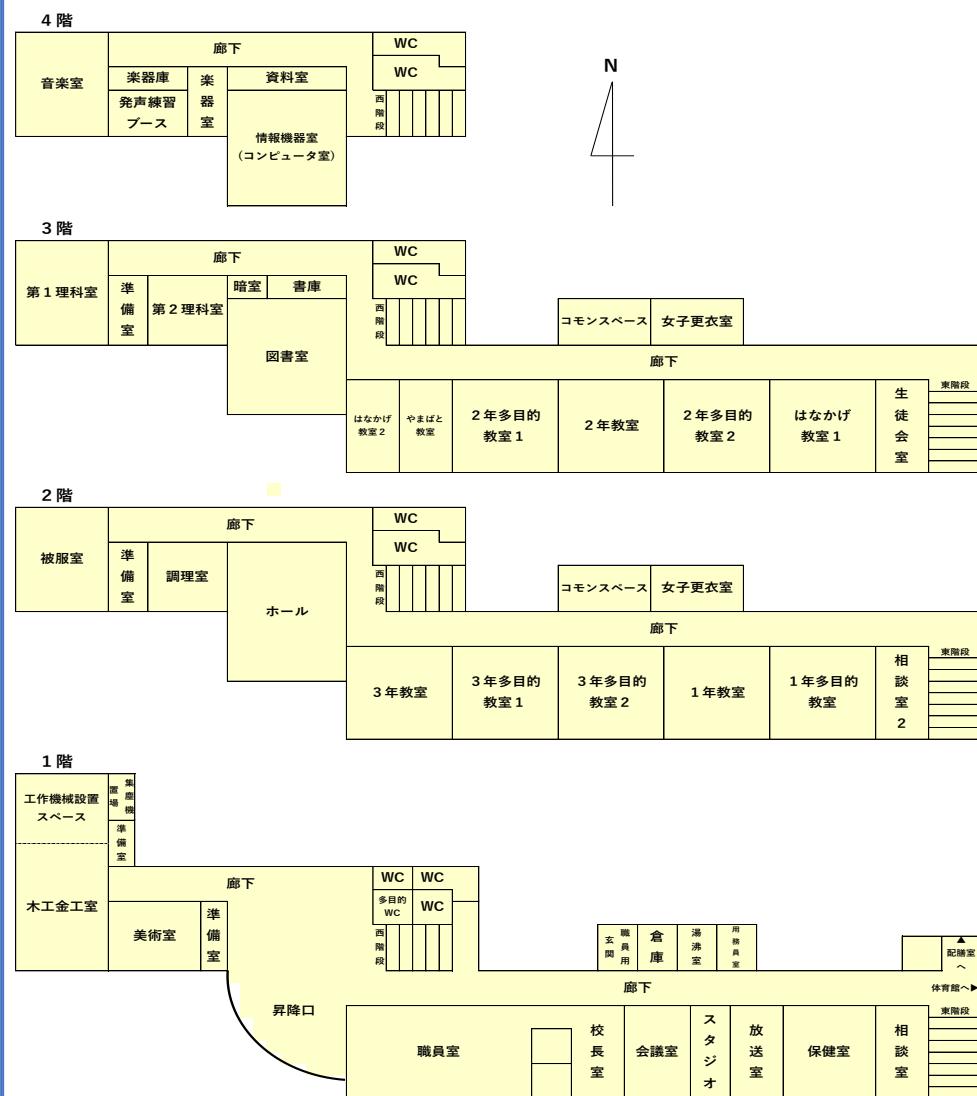
義務教育学校【学校施設－2】

学校施設の現況

令和7年度 山梨市立笛川小学校 校舎配置図



令和7年度 山梨市立笛川中学校 校舎配置図



義務教育学校【学校施設－3】

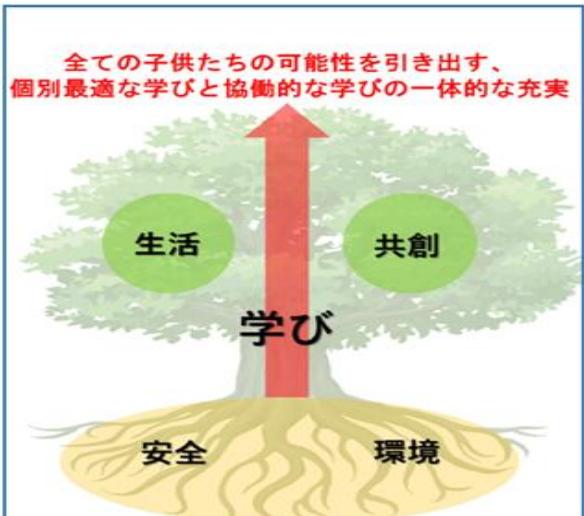
学校施設の現況

| 教室名 | 笛川小 | 笛川中 | 教室名 | 笛川小 | 笛川中 |
|-----------------------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|
| 普通教室 | 6 | 3 | 探究活動室 | | |
| 特別支援学級教室 | 5 | 3 | 特別活動室 | | |
| 多目的教室 | | 5 | 女子児童・生徒更衣室 | | 2 |
| 普通教室小計 | 11 | 11 | 男子児童・生徒更衣室 | | |
| 通級指導教室 | 1 | | 職員室 | 1 | 1 |
| コモンスペース | 3 | 2 | 校長室 | 1 | 1 |
| 多目的ホール | | 1 | 放送室 | 1 | 1 |
| 特別の支援を必要とする児童のための指導上必要な他の空間 | | | 会議室 | 1 | 1 |
| 理科室 | 1 | 2 | 教育相談室 | | 2 |
| 音楽室 | 1 | 1 | 印刷スペース | | 1 |
| 図工室・美術室 | 1 | 1 | 職員更衣室 | 2 | 2 |
| 技術室 | | 1 | 保健室 | 1 | 1 |
| 家庭科室 (被服室・調理室) | 1 | 2 | エレベーター | | |
| 図書室 | 1 | 1 | 配膳室 | 1 | 1 |
| 資料室・書庫 | 2 | 1 | 児童会室・生徒会室 | | 1 |
| | | | コンピューター室 | | 1 |
| | | | 用務員室 | 1 | 1 |
| | | | 全室合計 | 27 | 36 |

義務教育学校【学校施設－4】

学校施設の整備（一体型校舎）

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）



新しい時代の学び舎として目指していく姿



「未来思考」をもった上で、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に向けて、これからの新しい時代の学び舎として目指していく姿を示す。

新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮するものとして、その中心となる「幹」に『学び』を据え、その学びを豊かにしていく「枝」として『生活』『共創』の空間を実現する。

また、新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進していく「根」として『安全』『環境』の確保を実現する。

【新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮】



個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現
 ⇒ 1人1台端末環境等に対応した机を配置し、多様な学習を展開できる教室環境の整備
 ⇒ 個別学習や少人数学習など柔軟に対応できる多目的スペース、学習支援、教育相談等の環境整備
 ⇒ 教職員のコミュニケーション・リフレッシュの場（ラウンジ）、映像編集空間（スタジオ）の整備

（教室・教室周辺の空間の改善・充実に関する創意工夫の例）



1人1台端末環境等に対応したゆとりのある教室の整備

多目的スペースの活用による多様な学習活動への柔軟な対応

ロッカースペース等の配置の工夫等による教室空間の有効活用



新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現

⇒ 居場所となる温かみのあるリビング空間（小教室・コーナー、室内への木材利用）
 ⇒ 空調設備の整備、トイレの洋式化・乾式化、手洗い設備の非接触化



地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現

⇒ 地域の人たちと連携・協働していく活動・交流拠点として「共創空間」を創出
 ⇒ 地域の実情等に応じた他の公共施設等との複合化・共用化等

【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】



子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現

⇒ 老朽化対策等により、安全・安心な教育環境を確保
 ⇒ 避難所として自家発電・情報通信設備、バリアフリー、水害対策等の防災機能を強化



脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現

⇒ 屋根や外壁の高断熱化や高効率照明などの省エネルギー化、太陽光発電設備の導入の促進により、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を推進
 ⇒ 環境や地域との共生の観点から学校における木材利用（木造化、室内利用）を推進

学校施設の整備（一体型校舎）

（1）多様な学習活動を展開できる学習空間

問題発見・課題解決型の探究学習（笛川PBL）等、多様な学習活動に柔軟に対応できる学習空間の整備が重要であります。探究学習室や多目的スペースを有効に生かした学習を検討します。



学校施設の整備（一体型校舎）

（2）読書・学習・情報のセンターとなる学校図書館の整備

学校図書館は、教室以外の、子どもたちが学びを広げ、深めることができる魅力的な空間として整備していくことが重要です。

学校図書館を核とし、読書、学習、情報のセンターとなるよう整備を目指していきます。みんなが使いやすく訪れやすい空間として稼働率を高めることで、各教科等における調べ学習での活用や、子どもたちの自主的・自発的な学習、協働的な学習を促すことへつなげられるよう検討します。



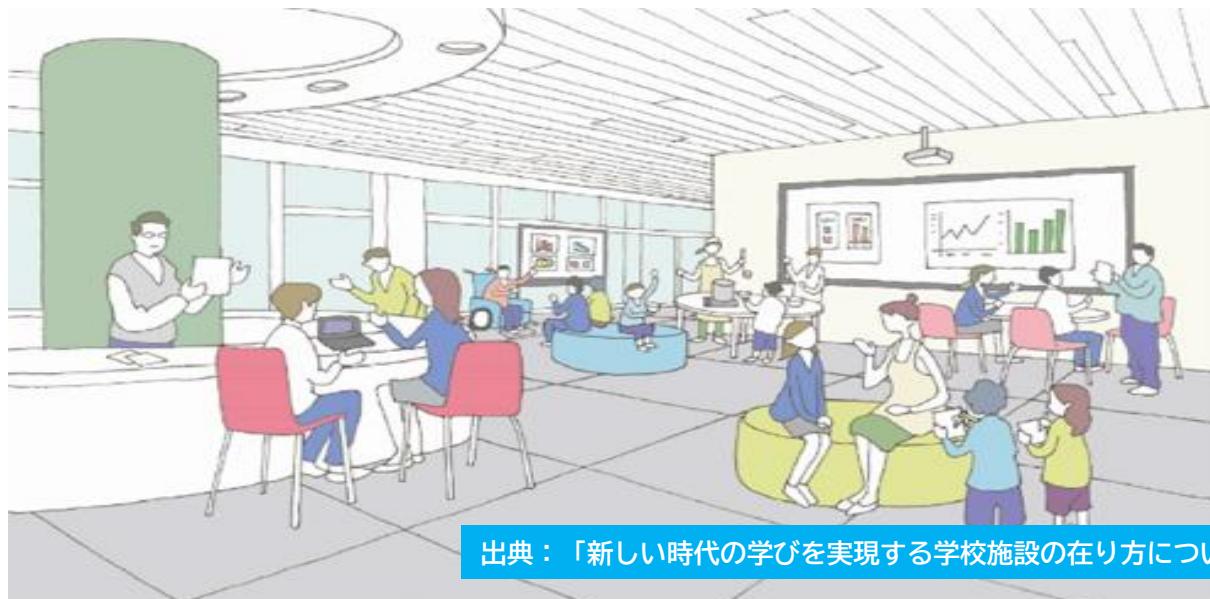
出典：「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告 概要/文部科学省

学校施設の整備（一体型校舎）

（3）学校と地域が支え合い協働していくための共創空間

学校は地域コミュニティ形成の核となる等の多様な役割を担っていることを踏まえ、学校と地域や社会が連携・協働し、ともに創造的な活動を企画・立案したり、交流したりするための「共創空間」を生み出していく必要があります。

また、将来のまちづくりを見据えた地域の拠点としての役割や、地域の活性化・課題解決等の観点から、地域の人づくりや魅力向上のための基盤となる学校施設を核とした他の公共施設との複合化や、施設・設備の共用化・集約化等を推進する必要があります。



出典：「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告 概要/文部科学省

学校施設の整備（一体型校舎）

（4）学校における働き方改革を推進し、パフォーマンスを最大化するための執務空間

学校施設は児童生徒の学習・生活の場であるとともに、教職員が働く場でもあるため、授業を行つ教室はもとより、職員室や準備室等においても、教職員がより効果的・効率的に授業の準備や研修、様々な校務等を行うことができるよう、執務環境としてふさわしい基本的な機能を確保できるよう検討します。

また、学年や教科等を超えた横断的な観点で学校全体を運営していくことや、支援スタッフの参画等、多様な人材による学校運営を進めていくことが求められていることから、多くの関係者と連携・交流ができる環境とすることが重要です。

職員室は、教職員が円滑に執務、作業、打合せ等を行うことができるよう、十分なスペースを確保するとともに、統合型校務支援システム等を含め、常時ICTが活用できる環境とし、フリーアドレスの職員室を計画します。



出典：「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告 概要/文部科学省

学校施設の整備（一体型校舎）

（5）健やかな学習生活空間と安心・安全な教育環境

断熱性能を高めて空調設備が設置された体育館を、運動をはじめ多様な活動が展開できる学習・生活空間として活用していく必要があります。また、災害時の避難施設として防災機能を強化していく必要があります。



出典：「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告 概要/文部科学省

学校施設の整備（一体型校舎）

（6）多様な教育的ニーズに応える教育環境の整備と地域の憩いの場としての環境

学校施設（校庭）は児童生徒の学習・生活の場であるとともに、多様な教育的ニーズにこたえられる環境であることも求められます。併せて、地域の学校として、地域の方々（幼児）の憩いの場であることも求められます。



岐阜市立藍川北学園（義務教育学校）

一体型校舎の整備構成

■普通教室

- ・1学年1クラスとして、不足する前期課程4教室の普通教室の増築を検討します。
- ・前期課程普通教室は、現中学校普通教室の4分の3程度の広さを確保するよう検討します。
- ・前期課程特別支援学級は、現中学校普通教室の2分の1程度の大きさを確保し、4クラス分の設置を検討します。
- ・中期課程以上の特別支援教室は、5年生から7年生分を現図書館を改修し現教室の2分の1程度の広さで確保できるよう検討します。
- ・現図書室の書籍格納場所を通級指導教室1として使用し、4階楽器室を通級指導教室2として使用することを検討します。
- ・前期課程特別支援教育の充実と児童の心の安定のため、増築部分に特別支援学級在籍児童用の活動室（Play Room）設置を検討します。

○特別支援教育充実のための配慮

校舎3階の現図書室部分に特別支援学級用の教室を3部屋増設し、通級指導教室1を置くことで中期課程・後期課程の特別支援教室が1か所に集中的に配置できる。現図書室内に特別支援教育センター的な場所の設置及び交流スペースを置くことで笛川学園の特別支援教育の充実を図ることができ、様々な特性を持った児童生徒への手厚い支援が可能になる。

一体型校舎の整備構成

■多様な学習活動を展開できる学習空間

- ・探究学習の拠点となる探究活動室を、各校舎に1部屋ずつ整備することを検討します。
- ・現校舎にある2箇所のコモンスペースの確保を検討します。
- ・山梨市が進めている教科横断的・総合的学习、農業体験学習の充実を図るため、給食等倉庫を改修し、みそ醸造室の設置を検討し、このことにより、本校が伝統的地域人材と連携して行ってきた味噌づくりを発展させ持続可能かつ特色的な取組となるよう検討します。

■特別教室

- ・理科室、音楽室、图画工作室（美術室）、家庭科室、技術室等の設置を検討し、それぞれ準備室を計画します。

■学校図書館

- ・義務教育学校として学年を超えた交流を促進するため、図書スペースや交流スペースが充実した情報センターとしての学校図書館整備の計画を検討します。

■職員室

- ・1つの学校として職員数が増加するに伴い職員の執務スペースの増設を検討しています。
- ・フリーアドレスとし、教職員のパフォーマンスを最大化するための執務空間となるよう検討します。
- ・増築校舎内の児童の支援や緊急事態に素早く対応できるよう前期課程職員の執務室の設置を検討します。

一体型校舎の整備構成

■保健室

- ・児童生徒の発達段階を考慮し、現保健室は残し増築部への新設も検討します。
- ・増築校舎内に、4台のベッドを有する前期課程用保健室及びシャワー室の設置を検討します。

■トイレ

- ・増築校舎に、多目的トイレの設置を検討します。

■グラウンド

- ・多様な教育的ニーズに応える教育環境の整備と地域の憩いの場としての環境整備を進めることを検討します。
- ・児童用体育施設（鉄棒等）とテニスコートの設置を検討します。

■地域と学校の連携・協働のためのスペース（共創空間）

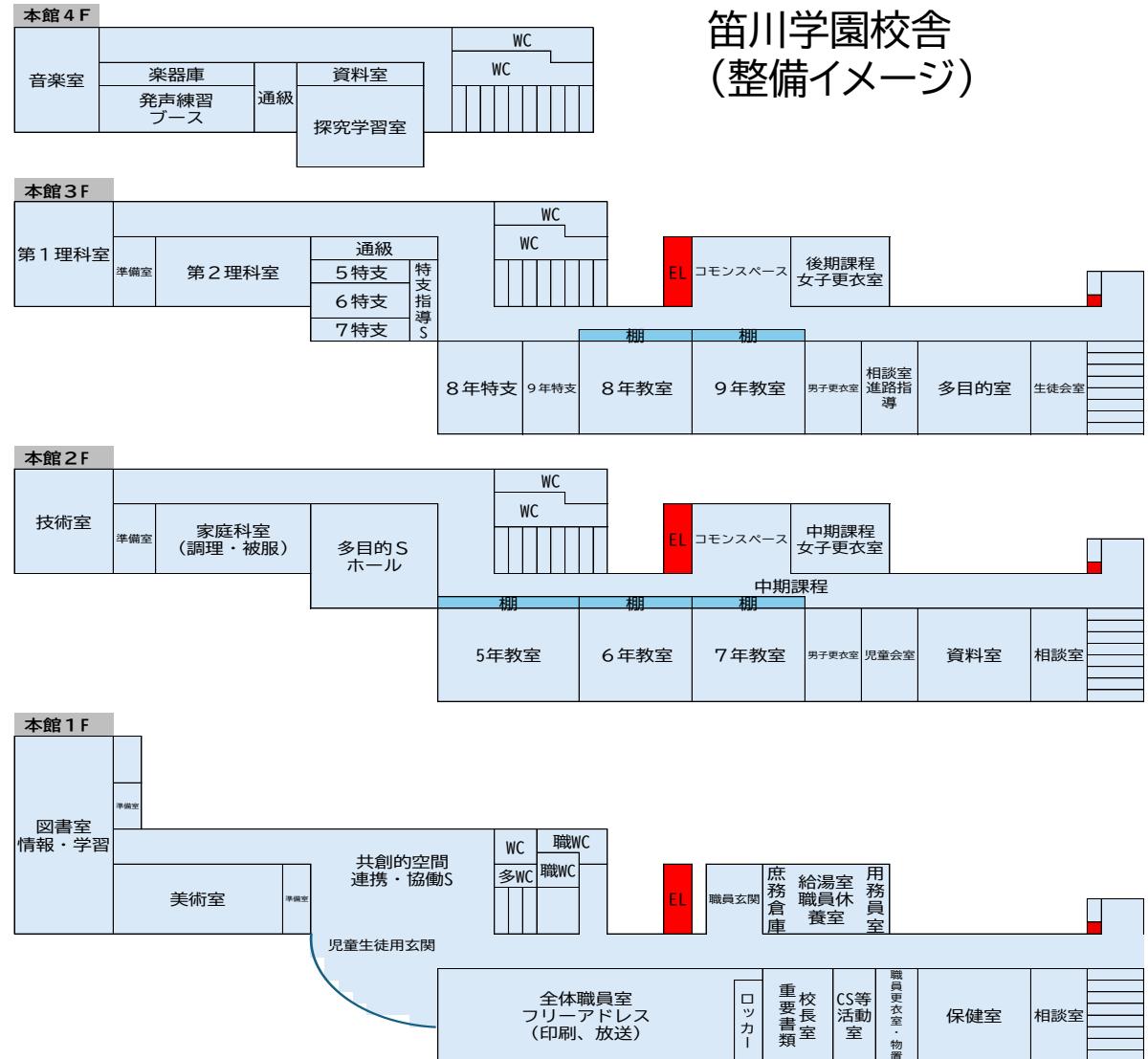
- ・学校教育に支障を及ぼさない範囲で利用できる地域のサロンのような場所を設け、学校を使用している時間帯も開放し、地域住民の方と交流ができる配置を検討します。
- ・安全管理上の観点から、不特定の者の侵入を防ぐよう安全対策を講じます。

■体育館（屋内運動場）

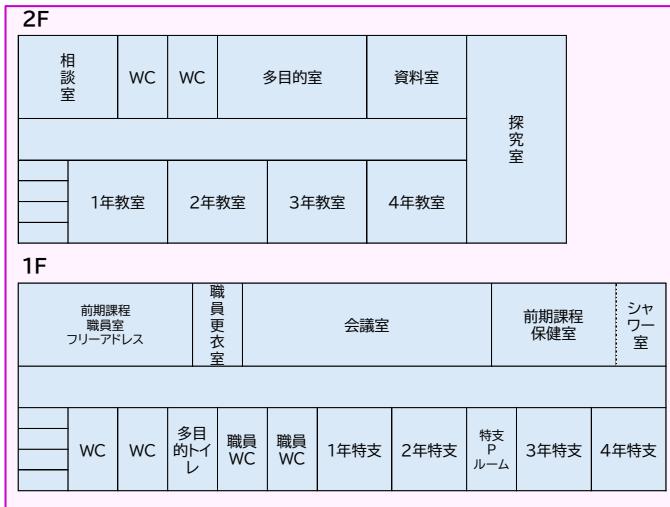
- ・バスケットゴールは、小・中学生両方の高さに対応できる現在の状態を保持します。
- ・児童生徒の熱中症対策と、避難所となった場合を想定し、空調設備の設置を検討します。

義務教育学校【整備構想(案)－4】

一体型校舎の整備構成



【増築部(案)】



■学校名について

- ・7月23日から8月14日まで公募
- ・新校名については、「笛川学園」とすることを決定し、設置条例を改正

■校章について

- ・10月27日から11月26日まで公募 = 57作品
- ・設置検討委員会で協議して6点に候補を絞り込む
- ・笛川小中の児童生徒の意見も参考にする

*教育委員会、市長部局で決定する予定

■学用品について

・体育着

新7年生については小学生時代のものを引き続き着用するか
日常で着用しているもの（ジャージで可）

新1年生については、8年度当初での購入を待っていただき、
新デザインの体育着が販売可能になったところで購入案内する

・通学カバン

令和8年度より自由化で指定なし
現デザインのカバン購入可能

・制服

自由化で市販のジャケットとスラックス・スカートも着用可
現行の制服も購入可能

■ 学用品について

・ 上履き

現行通り（1～6年生は白、7～9年生は学年カラー）で購入
→ 来年度以降、新7年生は6年生の時に使用していた上履き可
買い替えるタイミングで、学年カラーのものを購入

・ 体育館履き

現行通り学年カラーのものを購入
→ 来年度以降、新7年生はおさがり等で該当学年カラーでない
もの使用可
買い替えるタイミングで学年カラーのものを購入

特認校制度の導入

義務教育学校として特色ある教育を推進していく「笛川学園」を、文部科学省の示す「通学区域制度の弾力的運用について」を受けた特認校と指定します。

通学区域

「笛川学園」については、従来の通学区域は残したまま、通学区域に関係なく、山梨市内のどこからでも就学を認める

特認入学の申請

特認校制度による特認入学（転入学を含む。）を希望する対象児童生徒の保護者は、特認校就学申請書を教育委員会が定める期日までに教育委員会に提出する

特認入学を認める条件

前項の申請を行おうとする保護者及び児童生徒は、次の条件をすべて満たしていなければならぬ
ただし、教育委員会が特別の事由があると認めた場合は、この限りではない

- ①山梨市内に住所を有している者、又は山梨市内に転入する予定のある者。
- ②保護者が、児童生徒が通学する特認校の教育活動やPTA活動等に賛同し、協力できること。
- ③通学は、保護者の責任において行うこと。

その他

その他、特認校制度の詳細については、「山梨市特認校制度実施要綱」で定める

義務教育学校「笛川学園」説明資料

令和7年12月
山梨市義務教育学校設置検討委員会